

# 平成21年10月以降の要介護認定の状況について(概要)

## 1. 要介護認定方法の見直しに伴う再申請等の勧奨の状況について **資料4**

- 今年度4月から9月に新規に申請した者について、
  - ・非該当と判定された者(26,860人)のうち、市町村等が個別に再申請の勧奨を行った者の割合は、63.9%(17,156人)、ホームページや広報誌等で周知を行った者を含めると83.6%(22,456人)
  - ・要支援1～要介護5と判定され、本人の認識よりも軽度(重度)に判定された者(990人)のうち、市町村等が個別に区分変更申請の勧奨を行った者の割合は、75.7%(749人)、ホームページや広報誌等で周知を行った者を含めると88.5%(876人)であった。

## 2. 認定質問窓口寄せられた問い合わせ等について **資料5**

- 要介護認定方法の見直しに係る問い合わせ等の件数については、減少傾向にあるが、その内容については、特記事項の適切な記載がポイントとなる質問が約半数(49.5%)を占めている状況であった。

## 3. 研修実施状況調査について **資料6**

- 大多数の市町村等で、おおよそ全員の認定調査員や介護認定審査会委員に対して新テキストを配布している。(自治体職員である認定調査員へは98.6%、委託調査員である認定調査員へは81.5%、介護認定審査会委員へは99.3%の自治体が「おおよそ全員に配布」と回答。)
- 多くの市町村等が、認定調査員研修において、「頻回な状況に基づいた選択」や「不適切な介助」について「特に重点的に説明した」としている(「頻回な状況に基づいて選択を行い、具体的に特記事項に記載する」及び「不適切な介助の場合、理由を特記事項に記載し、適切な介助を選択することについて、重点的に説明したと回答したのは、それぞれ、80.5%、79.6%の市町村等)が、まだ、多くの市町村等で、「介護の手間」を特記事項に記載することの説明について、重点的に説明を行っていない。(「調査項目にない介護の手間は、関連する調査項目等の特記事項に記載することについて、重点的に説明したと回答したのは、57.2%の市町村等)
- また、多くの市町村等が、介護認定審査会委員研修において、まだ、認定調査員テキスト改訂版の修正内容について重点的に説明を行っていない。(「認定調査員テキスト改訂版の修正内容」について、重点的に説明したと回答したのは、57.2%の市町村等)

## 4. 調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキについて **資料7**

- 調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキについて、平成20年10・11月よりも平成21年10・11月の方が統計学的有意にバラツキが小さくなった項目(33項目)は、バラツキ大きくなった項目(2項目)よりも多く、全体的にバラツキが相当程度小さくなった。
- また、平成21年4・5月と比べても、平成21年10・11月の方が統計学的有意にバラツキが小さくなった項目(12項目)は、バラツキが大きくなった項目(2項目)よりも多い状況であり、全体的にバラツキが小さくなった。

#### 4. 要介護認定に係る集計結果について **資料8**

- 平成21年10月及び11月に申請され、10月及び11月に判定が行われて、12月4日までにデータが送信された約17万1千件のデータを用いて集計を行った。
- 一次判定結果における、各要介護度の割合の分布については、「第3回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」で提示された事前のシミュレーションどおり、平成21年度4月及び5月の申請・判定分に比べて、非該当や要支援1の割合が大幅に減少(それぞれ7.3%から4.0%、18.3%から16.8%)し、非該当の割合は過去3年(3.3%~3.4%)よりは若干増加しているものの、全体的には、過去3年と概ね同等の分布となった。(4ページ)
- 二次判定結果についても、非該当及び要支援1の割合が大幅に減少(それぞれ2.3%から1.1%、17.7%から16.1%)しており、全体的に過去3年に近い分布を示しているものの、要支援1については、過去3年(14.5%~15.0%)に比べて割合が若干大きくなった。(5ページ)
- ただし、認定調査員や介護認定審査委員に対して研修を実施している割合が高い自治体や、調査員テキストの改訂内容の主なポイントについて重点的に研修を行っている自治体では、非該当及び要支援1の割合は、ほぼ同等となり、非該当から要介護1までの割合では、むしろ過去3年よりも小さい結果となった。(16ページ)
- なお、テキストが修正される前の平成21年4月から9月に申請があり、非該当と判定された方で、10月以降に再申請をした方(297名)のうち、92.6%(275名)は、要支援1から要介護5までの何れかの要介護度が判定された(二次判定)。(11ページ)  
また、4月から9月に申請があり、認定された方で、10月以降に区分変更申請をした方(3,281名)のうち、80.2%(2,631名)は、前回より重度に判定された(二次判定)。(14ページ)

#### 5. 特記事項に係る留意点の周知について **資料9**

- 集計された結果等をふまえ、今後は、より適切な要介護認定の実施のため、各都道府県や市町村等に対し、より充実した研修の実施を依頼すると共に、認定調査及び介護認定審査会における特記事項に係る規定及びその活用等について、これまで以上に留意いただくよう、改めて周知を行ってはどうか。